

転載禁止

# 桃浦の漁業者と仙台水産の取組

## 桃浦かき生産者合同会社の概要

1	仙台水産の被災漁業者支援	P 1～2
2	桃浦漁村	P 3～4
3	大震災後の桃浦の取組み	P 5
4	桃浦かき生産者合同会社の設立と概要	P 6～7
5	桃浦支援	P 8
6	桃浦かき生産者合同会社の全体像	P 9
7	桃浦かき生産者合同会社の実績の推移	P 10
8	水産業復興特区法	P 11
9	宮城県漁協の水産復興特区反対理由	P 12～13
10	桃浦かき生産者合同会社の抱える問題	P 14

❖❖❖❖ 桃浦かき



平成29年11月

# 1 仙台水産の被災漁業者支援



被災した田代島の刺網漁師さんに、漁に必要な資材を提供したり、獲った魚を代わりに上場する支援を行う。



一時孤立した奥松島の宮戸支所漁師らと今後の漁業生産について打合せ討議を行い、それに基づく支援策を立ち上げる。  
わかめおにぎり開発。



石巻のダイスイを通し、雄勝、田代島など牡鹿半島の魚を集荷し、上場する支援に取り組む。  
活魚流通復活のため、(株)ダイスイを立ち上げる。



東松島市のかき漁師が地盤沈下で工場が使用不可能となり、宮戸水産が自社工場の一角を改修して提供する支援を行う。



閑上あさり漁業者の船が流されたことから全国に支援を訴え、三重漁連からの漁船などを提供する支援を行う。



東松島市の被災したわかめ生産者のために、復興補助金を活用しボイル釜2セットを購入、供与する支援を行う。

# 仙台水産の被災漁業者支援

## (1) 仙台水産の被災漁業者支援の基本的考え方 ————— 地域水産卸売業としての社会的責任

- ① 「産地の復興なくして我社の復興はない」という「基本姿勢」
- ② 本業を通じて復興推進の社会的貢献を果たすという「理念」
- ③ 我々がやらなければならないという「使命感」

## (2) 支援内容

### ① 水揚げインフラの壊滅により漁業再開ができない漁業者支援

水揚漁港がない、荷捌き施設がない、輸送手段がない、氷がない、仲買人がいない等のインフラ的な理由で小型定置網・刺し網等での漁獲を休止せざるを得なくなった漁業者への支援を行いました。

### ② 国・県の補助要件を満たさない漁業者支援

内水面漁業者や人数要件を満たさない漁業者は補助対象とならないため、漁業再開の意思はあるが再開できないでいた漁業者（名取川、北上川のしじみ漁業者、松島のかき業者等）の支援を行いました。

### ③ 産地仲買業者減少に伴う生産者価格下落防止の支援

産地魚市場施設と仲買機能の不全による生産者価格の下落防止策を講じました。

生産者から仙台市場への漁業者直接搬入の仕組みの構築、産地市場における仲買人の再建支援、加工業者の経営支援等を行いました。

### ④ 養殖生産物の販売支援

ホヤ、ホタテ、養殖銀鮭、ワカメ等の販売支援を行いました。

### ⑤ その他の支援

のり養殖からわかめ養殖への一時的転換に要する資機材を提供しました。

様々なイベント等を行い閑上朝市の早期復興を支援しました。

## 2 桃 浦 漁 村

### (1) 桃浦の位置

桃浦は宮城県牡鹿半島西部に位置し、仙台湾に面しており、かき養殖が主体の浜





### 3 大震災後の桃浦の取組み

(1) 桃浦の位置 (写真参照……P3)

(2) 被災の状況 (写真参照……P4)

	震災前	震災後
○住居	65 家屋	→ 4 家屋
○住人	150 人	→ 4 人 (6人死亡、140人移転)
○漁業者	48 人	→ 24 人 (1人死亡、23人廃業)、(かき業者16人、刺網等3人、採貝藻5人)
○漁船	62 隻	→ 7 隻 (かき漁船5隻、船外機2隻)

(3) 桃浦の漁業者の取組み

- ・ 桃浦漁村は限界集落に集落に近く、大震災がなくとも10年後には自然消滅の可能性があった。
- ・ 大震災により、10年後の姿がより悲惨な形で現実のものとして目の前に突きつけられた。
- ・ 桃浦漁村を残したいが、単なる個人の再会では10年後に同じ姿になり再開の意味がない。
- ・ 村全体を会社化し、新しく入ってきた者の職住一致を図り、漁村の復興を果たす。
- ・ 会社化しても、経営ノウハウ、販路、商品開発等が自分達だけでは不可能。
- ・ 水産復興特区を活用して企業の力を借りて会社化を成功させたい。

## 4 桃浦かき生産者合同会社の設立と概要

### (1) 合同会社の設立経過

○平成 23 年	5 月	宮城県が水産復興特区構想を提唱（桃浦漁業者が水産特区活用を表明）
	12 月	国が「東日本大震災復興特別区域法」を制定（水産業復興特別区域を含む）
○平成 24 年	1 月	宮城県より仙台市場卸 2 社に打診、（以後、仙台水産は様々な角度から検討開始）
	6 月	宮城県が仙台水産に参加要請、（取締役会で参加決定）
	8 月 30 日	桃浦かき生産者合同会社設立登記、
	10 月 5 日	仙台水産出資参加、（事業開始）
○平成 25 年	4 月	国が桃浦の水産特区を認定、
	8 月 31 日	宮城県知事より区画漁業権免許、（平成 30 年 8 月 31 日まで）

### (2) 漁業権取得までの手続き経過

○平成 24 年	① 県の漁場利用ヒヤリング（10 月）
	② 特区に加わらない者 1 名の漁場区割り（10 月～2 月）
○平成 25 年	③ 海区調整委員会の公聴会（3 月）
	④ 県の漁場利用計画の作成（3 月）
	⑤ 水産復興地域協議会の開催（4 月 4 日）
	⑥ 水産復興特区を申請（4 月 10 日）
	⑦ 農水大臣の同意と総理大臣の承認後、復興庁が水産復興特区を認定（4 月 23 日）
	⑧ 漁場利用計画の海区調整委員会への諮問（4 月 24 日）
	⑨ 海区調整委員会の答申（5 月 14 日）
	⑩ 漁場利用計画の公示（7 月～8 月）
	⑪ 海区調整委員会の適格性審査（8 月 7 日）
	⑫ 特定区画漁業権付与（8 月 31 日）

### (3) 合同会社の概要

#### ① 会社概要

○設立年月日……………平成 24 年 8 月 30 日(漁業者 15 名で設立、仙台水産 10 月 5 日出資参加)

○出資金……………890 万円(漁業者 15 名 450 万円、仙台水産 440 万円)

○定款で定める事業……………かきの養殖、加工販売、及び生鮮魚介類、水産加工品の卸、販売

○会社形態……………合同会社(議決権を出資額に拠らず決めることのできる唯一の会社形態)

○議決権……………社員一人 1 票(仙台水産の議決権は 1/16 の 6.25%)

#### ② 加工場・機械設備の概要及び保有漁船・養殖施設

○加工場……………鉄骨作り 2 階建て延べ床面積 860 m<sup>2</sup>(1 階加工場 640 m<sup>2</sup>、2 階本社 220 m<sup>2</sup>)

○機械設備……………プロトン凍結機 1 台、スチーム機 2 台、燻製機 1 台、かきフライ製造機 1 台、  
真空包装機 2 台、X 線検査機 1 台、金属探知機 1 台、パック包装機 1 式、手動袋詰め機 2 台  
自動袋詰め機 1 台、殻付かき洗浄機 2 台、超高压処理機 1 台、

○漁船……………3.8～4.9 トン中古漁船 5 隻、4.9 トン新造漁船 2 隻 (共進丸、新開丸)

○養殖施設……………養殖筏 160 台分(100mダブル延縄式×160 台)

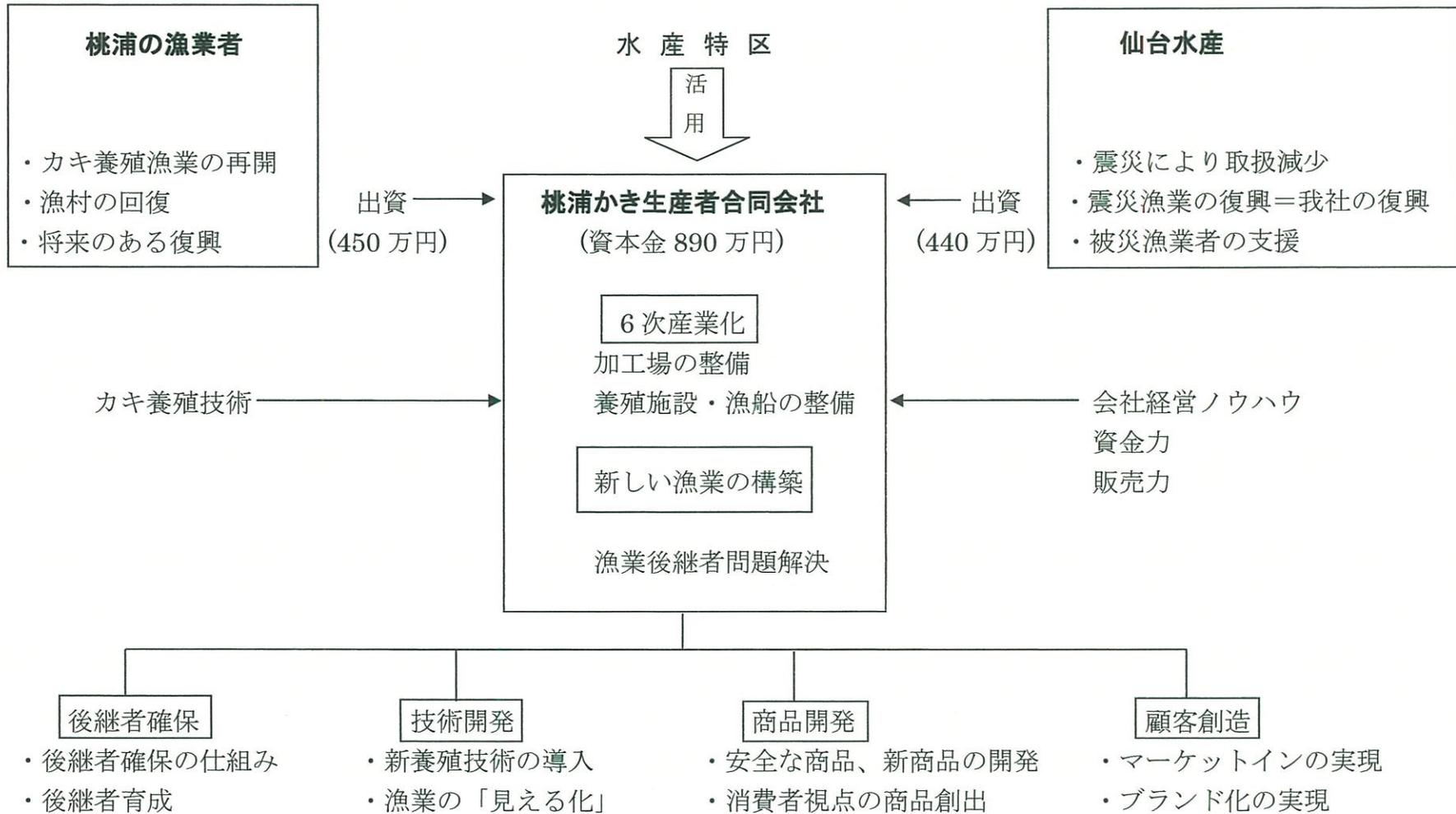
○社員寮……………残存家屋一軒を買取り社員寮とする。5 人が居住

## 5 桃浦支援

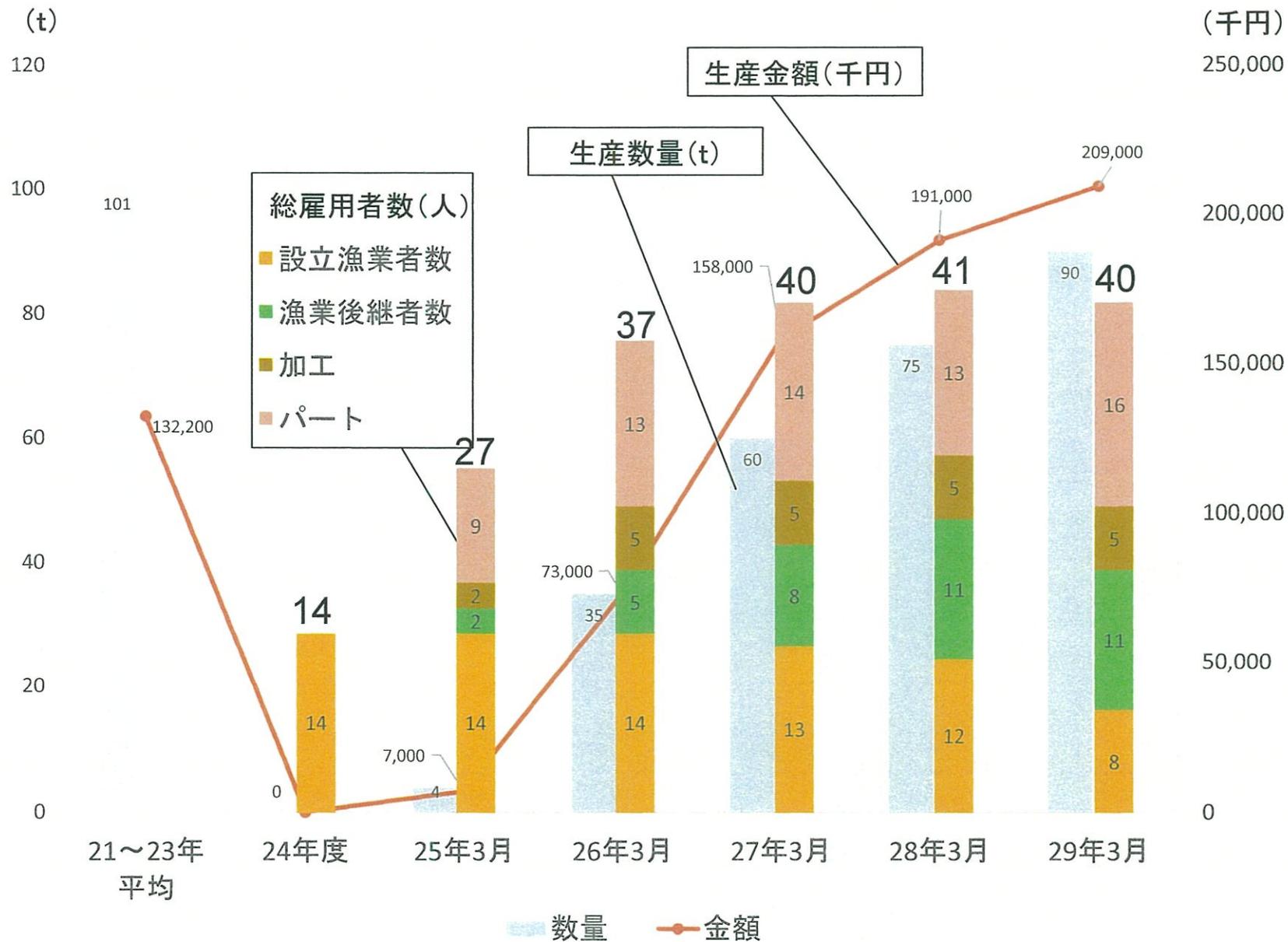
### 支援内容

- (1) 金融支援—— 漁業者の資金不足……漁業者に出資金以外の金銭的負担がないように、必要資金を提供する。
- ・ 養殖施設整備資金
  - ・ 漁船購入資金
  - ・ 加工場建設資金
  - ・ 運転資金
- 総額 5.5 億円(県費補助 4 億円・自己負担 1.5 億円)
- 毎年 8 千万円～1 億円(人件費、加工費、管理費等)
- (2) 経営支援—— 漁業者は経営ノウハウがない……会社として成り立つよう、経営基盤確立支援を実施
- ・ 定款諸規定の作成
  - ・ 受発注・経理コンピューターシステムの整備
  - ・ 総務・経理事務要員の派遣と社員教育
  - ・ 税理士・社労士との顧問契約
- (3) 販売支援—— 漁業者の不得意分野……漁業者が自分の生産物を自ら加工し販売する体制の構築(6次産業化)
- ・ 固定客作り(大手の量販店・飲食チェーン)
  - ・ 新商品開発
  - ・ 桃浦ブランドの確立(ブランド化3カ年計画、テレビCM、ブランドブック作成、HP立上げ)
- (4) 新技術導入支援—— 漁業者個人経営では不可能……新技術導入により、生産性向上と商品価値向上を図る
- ・ IT活用による「見える化漁業」の確立
  - ・ かき高圧処理機導入による生産性向上
  - ・ シングルシード養殖技術導入
  - ・ 新冷凍技術の導入
  - ・ ISO-22000 の取得(H26年10月16日)

## 6 桃浦かき生産者合同会社の全体像

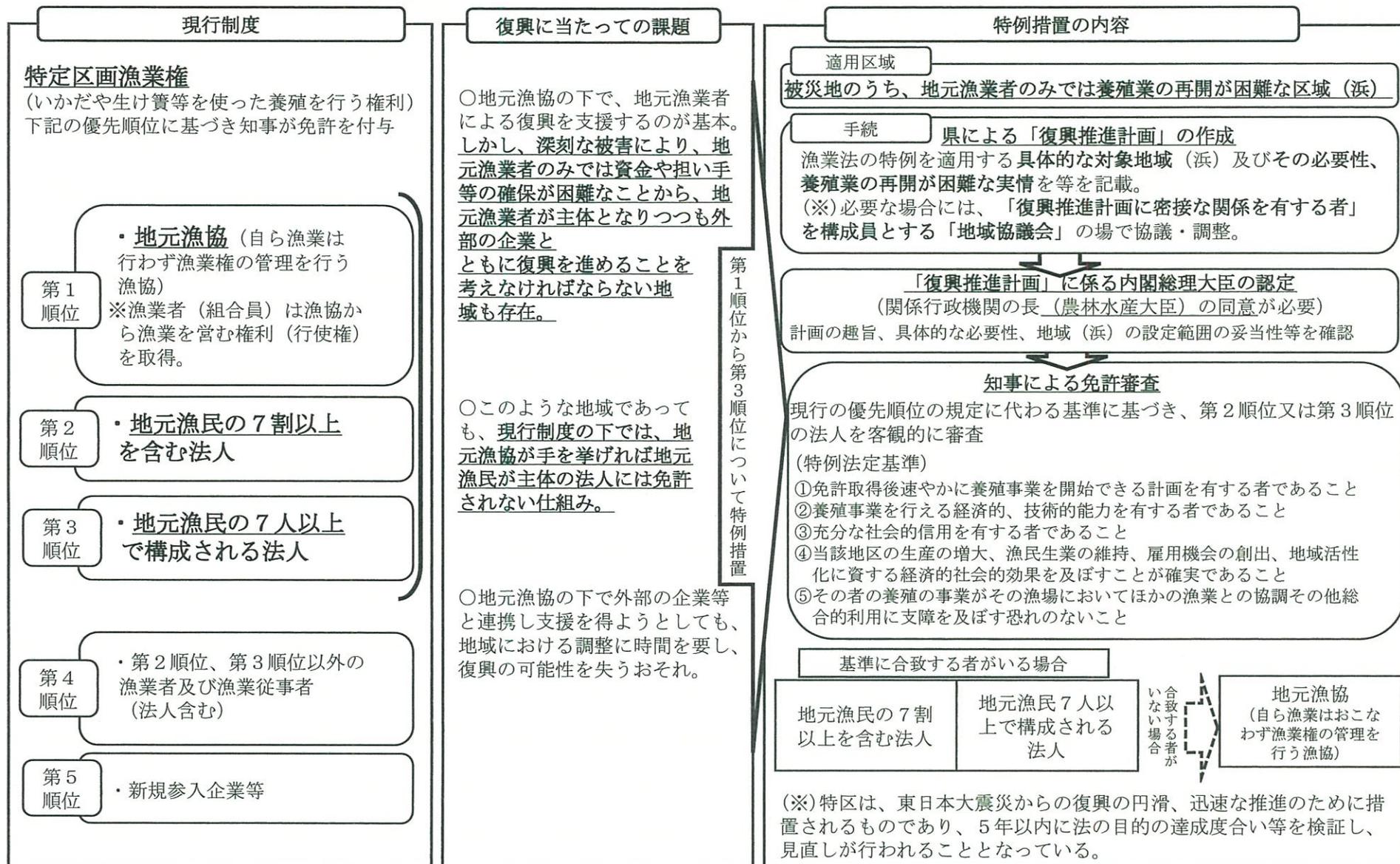


## 7 桃浦かき生産者合同会社の実績の推移



## 8.水産業復興特区(特定区画漁業権免許の優先順位の特例)

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地元漁業者が主体となりつつも外部の企業とともに復興を進めることができるよう、被災地のうち、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な区域(浜)について、「地元漁業者主体の法人」に対して県知事が直接免許を付与することを可能とする。



## 9 宮城県漁協の水産特区反対理由

漁協の主張	関係する漁業法・水産業協同組合法
(A) 組合漁場と会社漁場に分断されれば、漁民がお互いに反目しあう。	
(B) 漁協が窓口となった漁場管理・生産調整を行う仕組みが壊れる。	
(C) 漁協が行っていた漁場利用取り決め機能がなくなり、漁場の秩序維持が困難になる。	
(D) 漁場の総合的利用に支障を来たす。	
(E) 漁民コミュニティーを分断させ漁民自治を崩壊させる。	
(F) 漁場管理コストを支払う者と支払わない者との間で紛争が生じる。	
(G) 将来個人でかき養殖をしたいという桃浦の生産者が現われたら与える漁場がなくなる。	
(H) 桃浦住民以外の者を後継者として認められない。社員というよそ者に桃浦を乗っ取られてしまう。	
(I) 会社が立ち行かなくなったら、仙台水産は会社を中国や暴力団に売り渡してしまう。	
(J) 会社は漁業権を抵当に入れる。	



# 11 桃浦かき生産者合同会社の抱える問題点

## (1) 現状課題

- ① 高齢化漁業者の離職に対応する後継者課題
- ② 漁村の住民離散による慢性的労働力不足
- ③ 漁業者の会社員としての意識
- ④ 危険地域指定により住居建設が不可能
- ⑤ 県漁協との関係改善

## (2) 会社存続条件の問題

- ① 水産特区の存続の問題
  - ・水産特区の存続が会社の存続要件のため、水産特区廃止の場合の将来にわたる恒常的漁場の確保が確約されていない。
- ② 「地元漁民7人以上で構成される法人」要件の維持の問題(漁業法第11条、第16条6項、第14条8項)
  - ・桃浦に住居を構えられない後継者は漁民ではあるが地元漁民とはなれず、将来的に7人の要件を維持できない。
- ③ 出資制限による過小資本の問題(漁業法第16条6項)
  - ・企業は漁業者の出資額を超えられないことから、設備投資資金も出せない過小資本となり、借入金に頼る経営となっている。

※ 「地元漁民」……地元地区内に住所を有する漁民(漁業法第16条5項)

「地元地区」……自然的及び社会的経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区(漁業法第11条)

※ 震災後、地元漁民で地元地区外で避難生活をしている漁業者が当該地区での漁業操業を継続する意思を表示している場合は同地区内に住所を有している者として取り扱いできる。(水産庁長官通達)……旧地元漁民以外の新規参入漁民についての規定はない。